

随意契約（相手方指定）調書

件 名	不燃ごみ資源化業務委託	No.5200067
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額 103,691,814円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社要興業 (法人番号：7013301003168)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	不燃ごみ資源化業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社要興業 所在地 東京都豊島区池袋二丁目 1 4 番 8 号 池袋エヌエスビル 代表者 代表取締役 木納 孝
特命理由	本件は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を行うために、区が収集した不燃ごみの資源化について委託するものである。 主管課では、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、平成 29 年度の事業開始時に実施したプロポーザルにおいて、資源化実績等の評価項目で高評価を得て選定された。 ② 本件業務は、「23 区での受託実績」と、作業効率や費用面から、搬入する処理施設が「清掃リサイクル事務所から 10 km 以内の処理施設を所有していること」の、2 点を受託条件としており、この 2 条件を満たす事業者は、現時点で 2 社のみである。 主管課において、他 1 社に受託可否を確認したところ、受託体制の確保が困難との回答であったため、上記業者は本件業務を受託可能な唯一の事業者である。 ③ 令和 5 年度契約について主管課で履行評価を行っているが、平均 9 割の資源化率を維持しながら、適正かつ安定的に資源化を実施できており、履行状況は良好であったことから、今後も確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)